

◎新潟県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を令和6年4月24日認可した。

令和6年5月7日

新潟県南魚沼地域振興局長